

FUJITSU 環境ソリューション 大気中微小粒子状物質(PM_{2.5})測定調査

微小粒子状物質(PM_{2.5})とは

大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が2.5 μ mの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいいます。

微小粒子状物質の環境基準（平成21年9月9日、環境省告示33号）

環境基本法第16条第1項の規定による微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）次のとおりとする。

**環境上の条件：1年平均値が15 μ g/m³以下であり、
かつ、1日平均値が35 μ g/m³以下であること。**

- ※環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
- ※微小粒子状物質(PM_{2.5})による大気の汚染に係る環境基準は、維持され又は早期達成に努めるものとする。



成分分析について

大気中の微小粒子状物質（PM_{2.5}）はさまざまな成分の混合物であり、発生源も多岐に渡ります。平成22年3月に改正された環境省告示「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視関する事務の処理基準について」により、大気中微粒子状物質の組成を正確に把握することが定められております。

商品のアピールポイント

- 微小粒子状物質（PM_{2.5}）の成分分析ガイドラインに対応した測定をご提供します
 - ・測定設備の新規導入により、より広範・高精度な分析をご提供可能です
 - ・当該分析項目について、ISO/IEC17025認定に対応した分析精度の確保・維持を進めております
- 信頼のおける調査と法規制に対応できる許認可・実績があります
 - ・環境計量証明事業所の登録 及び ISO/IEC17025の認定取得など、創業以来40年余りの実績をもつ機関として、お客様の調査にお応えしています
- 将来的に大気拡散シミュレーション・CMB/PMF法解析までワンストップでご提供可能です
 - ・サンプリングから成分分析、データの解析評価まで、一貫したサービス提供が可能です

